

【案】

令和3年5月 日

野洲市議会議長 東郷 克己 様

議会改革推進特別委員会
委員長 山本 剛

野洲市議会基本条例の検証について ～市議会広報・広聴機能の充実について～ (意見具申)

1 野洲市議会基本条例における広報広聴活動に関する規程と今後の課題

野洲市議会基本条例第8条第2項に「議会は、市民の多様な意見及び提言を把握し、政策立案その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。」とあり、また第19条には「議会は、市政に関する重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対し公表し、市民からの意見、要望等を取り上げ、並びにその内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。」とし、市民とともに考える議会及び議会の広報の充実について規定している。

これに対して現状の市議会としての活動としては、市民懇談会にあっては市民の参加が少なかつたこと等から休止状態にあり、出前懇談会も開催数としては少ない現状である。

課題としては、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会としての活動の弱い部分、いわゆる「議会活動として実施できていない部分」を補っていく必要があり、また市民懇談会の休止の反省などから、開催手法については工夫し、市民とともにある議会として広報・広聴活動の充実が必要である。

2 現状認識

広報活動について

- ・市議会の広報活動として、市議会だよりの発行及びインターネット配信を行っているが、現状をどのように認識しているのか。
- ・現状の市議会だよりは掲載パターンが決まっている。マンネリ化がある。発行が2月後となり、3ヶ月に1回の発行がネックとなっている。
- ・地方議会としての広報活動となると議会だよりの更なる充実のために、意見を聞くことが大切である。

広聴活動について

- ・議会としての活動としては、先進事例に学ぶ、良い事例から学ぶことが大切であり、先進の街をこの委員会が訪れて、教示を受け、持ち帰り、活かしていく手法があるが、常任委員会をはじめ特別委員会においてもコロナ禍で実施できない状況であり、残念に思う。
- ・議会報告会を開催していたが、参加人数少ない。市議会として市民と話す機会、市民の声を聴く場が少なくなっている。コロナ禍で開催が困難な状況もあり、開催手法について工夫検討が必要である。

3 広報・広聴活動の充実策について

広報活動について

- ・何をどうするのか、どうやって進めていくのか、詰めないと、市民の期待に応えられきれないこととなり、ジレンマに陥ることとなる。
- ・定例会が3月に終了しているものを4月15日に発行するにはどうするのかという検討が必要である。
- ・広報活動の充実についてもオンライン会議を前面に打ち出すべきである。東日本台震災の後すぐにオンライン会議での対応となった。現在は市議会だよりでお知らせしているが、手法として、例えばテーマを決めて、市議会だよりの次号にZOOM会議のコードを載せて、スタートさせる。
- ・議会広報の中で、速報すべき内容、例えば採決表などを先に発行する。一般質問の紙面増や興味のない方に手に取ってもらうためにも、市議会だよりのカラー化が必要である。
- ・先進地の事例に学ぶ、コロナ禍からネットからの情報で学ぶ。

広聴活動について

- ・広聴活動については、議会が市民の方の声を聞き取りに行き開催する手法と、市民の方に来ていただいて意見を聞き進めていく手法が考えられる。
- ・議会だよりでお知らせし、テーマを決めて、オンラインでの広聴活動としてZOOM会議で40分無料で開催する。3常任委員会の代表の方(委員長である必要はない)が、定例会4回の中で、市民の方からの声を報告してもらう。コロナが落ち着けば対面もあるが、コロナ禍でできることをやってみてはどうか。
- ・西脇市議会での「議会と語ろう会」や「議会カフェ」のようなものなど、先進事例に学ぶ必要がある。
- ・市議会としてテーマをしぼって、また報告会の相手方を関係団体にしぼって、議会報告会を開催する。
- ・行政懇談会が各学区ごとに開催されているが、7学区の代表者の方を対象に、議会からの報告(お知らせ)を行い、その後に学区の代表者の方からご意見を頂戴する手法を提案する。
- ・市民と議会とのやり取りの場がない状態なので、執行部と実施しているような、行政懇談会のようなやり取りの場を議会としても実施する。
- ・議会との懇談会の開催テーマについて、行政懇談会に出たテーマの中から開催していく手法を提案する。
- ・「広く聞き、広く伝える。」「公で聞き、公で伝える。」ことも大切である。議会として市民からの意見を聞く、様々な立場の者が一緒に聞く、同じ市民の方からの一つの意見・相談であっても複数の議員が聞くことによって捉え方も違ってくる。その違った捉え方を委員会に持ち帰り、議論することにより、意見の政策への反映の仕方も違ってきて、そこに期待できるものがある。
- ・「正しく伝えて、しっかり聴く」これに尽きる。各議員の活動もあるが、市議会全体の活動もある。執行部からの提出議案の審議も大切である。一方、市議会としての広報広聴活動、情報発信も同様に重要な取り組みである。議会として市民の声を聴き、所管する常任委員会で調査し、市議会としての政策提案につなげる。
- ・議会報告会をイベント的に開催するのではなく、その後どうなったのか、市民に返していく仕組みをつくる。

4 留意事項

- ・市民からは困りごと相談が多く、担当課につなぐことなど、困りごとについては公に出せないこともあるので留意が必要である。
- ・過去には学区の課題について話し合いを持って、その地区の議員が同じ考えを持っておられる場合は良いが、議員の考え方が違う場合、参加された方が意見を言いにくくなる。
- ・人間関係も悪くなり、それが非常に難しいところである。よって、国会議員は開催していない。それぞれの政党活動として実施している。
県会議員も野洲市で一緒にやってない。結局のところそれぞれの考え方、スタイルにあわす形で開催されている。政党活動・会派活動になりがちである。
- ・広聴については、直接市民の方々から意見を聴くとなれば、議員自ら意見を聞く、足で稼ぐことが大切である。
- ・実際に開催していこうとなると人・物・金が必要となってくるのでセットで検討するべき。

5. 協議経緯

◎野洲市議会基本条例の検証について

日 時	内 容
令和3年2月10日（水） 午前9時30分から	・検証内容及びスケジュール確認 ・規定されている議会のあるべき姿と市議会の活動を検証 課題の洗い出し
令和3年3月26日（金） 午前9時30分から	・広報・広聴活動の充実について 委員間討議
令和3年4月13日（火） 午前9時30分から	・広報・広聴活動の充実について 具体的な充実策（アイディア）及び留意事項についてのまとめ
令和3年4月30日（金） 午前9時30分から	・広報・広聴活動の充実について 意見具申（案）の確認